平成24年度 第2回 高松市景観審議会 資料

~ 高松市屋外広告物条例の改正に向けて ~



		目	次		
第1章	高松市屋外広告物条例の改正の位置づけ・・・・・・・・	1	第5章	屋外広告物条例の改正に向けた基本的な考え方・・・・・・	1 5
第2章	高松市屋外広告物条例の改正フロー・・・・・・・・・・	1	1	市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し・・・・	1 5
第3章	現行の高松市屋外広告物条例の規制・誘導内容等・・・・・	2	2	規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応・・・・	1 9
1	屋外広告物の表示・設置に関する規制内容・・・・・・・・	2	3	適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組 ・・・・・・	2 0
2	屋外広告物の表示・設置状況・・・・・・・・・・・・	3	第6章	屋外広告物条例の改正に向けた基本的な考え方(概要)・・	2 1
3	現行の屋外広告物条例における課題・・・・・・・・・・	4	第7章	今後のスケジュール(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
第4章	屋外広告物条例の改正に向けた現状整理・・・・・・・・	5			
1	高松市の土地利用規制状況(都市計画制度)・・・・・・	5			
2	地域別・広告種類別の屋外広告物の表示・設置状況・・・・・	7			
3	他都市の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9			

平成24年7月30日(月)

高 松 市

第1章 高松市屋外広告物条例の改正の位置づけ

■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について

平成21・22年度

美しいまちづくり条例(基本条例)(H21.12制定)

基本理念: 良好な景観の保全・形成・創出

環境美化の推進

市民・事業者との協働

目標像: だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松

美しいまちづくり基本計画 (H23.3 策定)

○基本理念 ○目標像

○基本方針

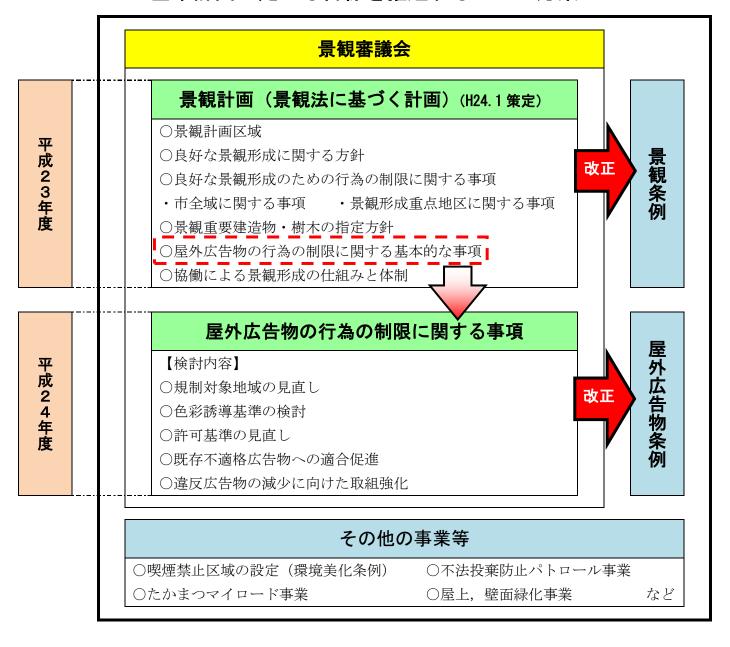
______ ○施策 **案**

○実現化方策

○取組項目

美しいまちづくり 審 議 会

▼ 基本計画に定める目標を推進するための方策 ▼



第2章 高松市屋外広告物条例の改正フロー

- ○現行の屋外広告物条例の規制・誘導内容
- ○屋外広告物の表示・設置状況
- ○現行の屋外広告物条例における課題
 - ◆条例改正に向けた検討ポイント◆

POINT1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

POINT2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応

POINT3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

第1回審議内容

- 1. 屋外広告物条例の改正に向けた現状整理
 - 高松市の土地利用規制状況(都市計画制度)
 - 地域別・広告種類別の屋外広告物の表示・設置状況
 - 〇 他都市の取組状況

第2回 審議内容

- 2. 屋外広告物条例の改正に向けた基本的な考え方
- ※検討ポイント別に他都市の事例等を踏まえた規制・誘導の見直し(案)
- 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し
- 〇 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応
- 〇 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

3. 具体的な規制・誘導内容の検討 (許可基準)

第3回審議内容

4. 適正広告物の推進に向けた検討

第3章 現行の高松市屋外広告物条例の規制・誘導内容等(第1回審議会資料抜粋)

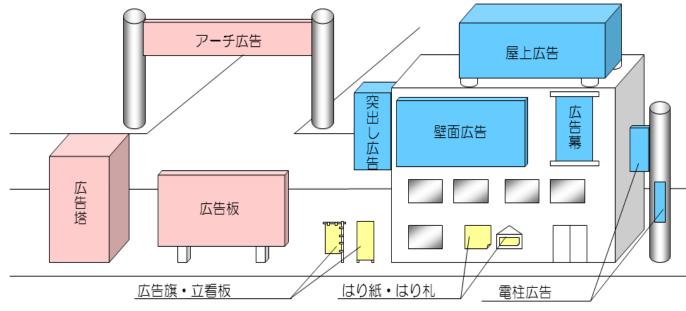
1 屋外広告物の表示・設置に関する規制内容

(1) 規制対象地域

	区	分			区	分	内	容	
許	可	地	域	□第1種許可地域	□第2種	許可地	也域	□第3種許可地域	
禁	止	地	域	□風致地区	□文化則	保護法	まによ	り指定された地域	等

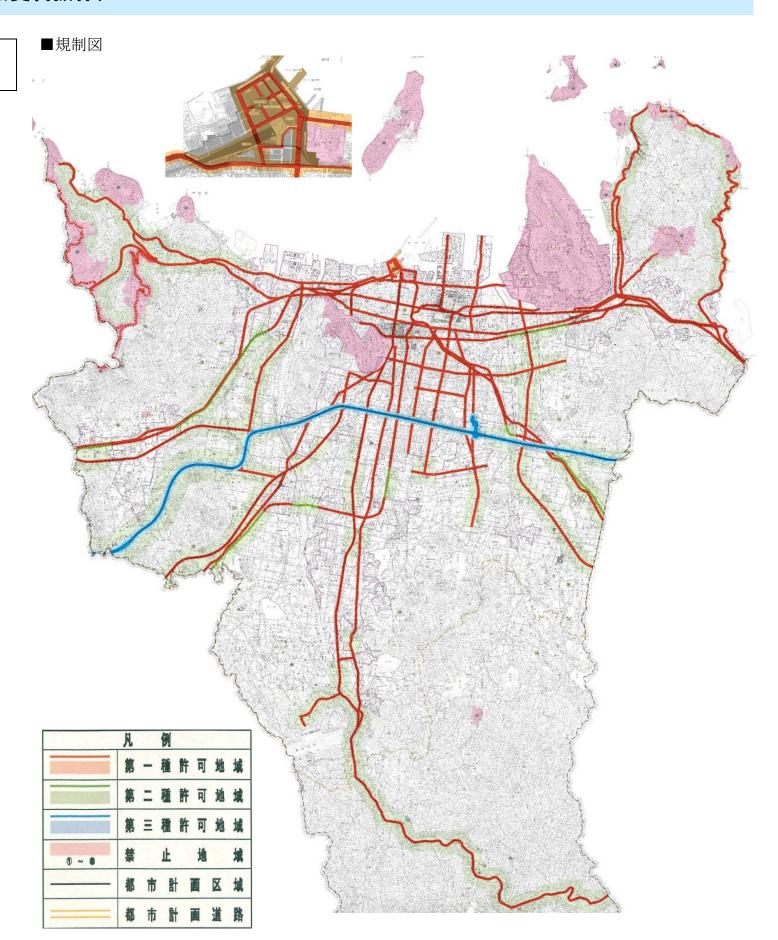
(2) 規制対象物件

区 分	区分内容
野立広告物	□広告板 □広告塔 □アーチ広告
建 築 物 等 利 用 広 告 物	□屋上広告 □壁面広告 □突出し広告 □広告幕 □電柱広告
簡易広告物	□立看板 □はり紙 □はり札 □広告旗



(3) 規制区分

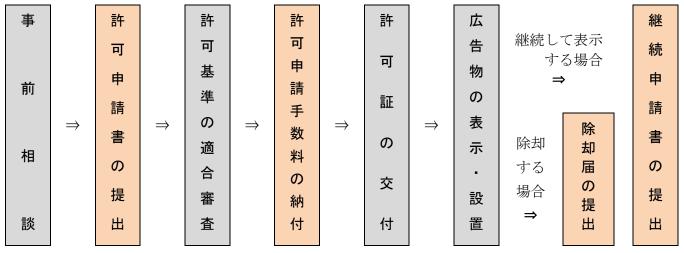
区分	区 分 内 容
自家用広告物	自己の氏名,名称,店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を 表示するため,自己の住所または事業所,営業所もしくは作業場に表示する広 告物
一般広告物	自家用広告物以外の広告物



(4) 許可申請の手続き

規制対象地域内において、屋外広告物を表示・設置する場合(適用除外を除く。)には、事前に『許可申請書』を提出していただき、許可基準への適合審査、許可申請手数料の納付を確認の上、許可証を交付しています。

■申請手続きの流れ



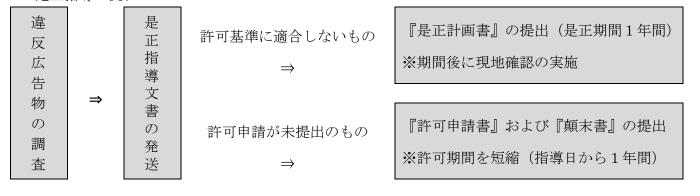
(5) 許可期間

	対 象	物件		許可期間
□広告幕	□立看板	□はり紙	□はり札	6 0 日以内
□広告旗				6 U F 以内
□広告板	□広告塔	□アーチ広告	□屋上広告	3年以内
□壁面広告	□突出し広告	□電柱広告		3 牛以內

(6) 違反広告物の減少に向けた取組(是正指導)

市全域を対象に、定期的なパトロールを実施することにより、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

■是正指導の流れ



2 屋外広告物の表示・設置状況

(1)市全域における屋外広告物の設置状況について

	区分	全	体	自家用	広告物	一般几	広告物
	区 分	件数	%	件数	%	件数	%
#	5全域	35, 070	100.00	31, 820	90. 73	3, 250	9. 27
	規制地域内	<u>17, 150</u>	<u>48. 90</u>	15, 040	42. 89	2, 110	6. 01
	規制地域外	17, 920	51. 10	16, 780	47. 84	1, 140	3. 26

[※]電柱広告および簡易広告物は除く。

(2)規制地域内における屋外広告物の設置状況について

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況(全体)

		区分	全	体	自家用	広告物	一般囚	公告物
		区 分	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内		▶ 17, 150	100.00	15, 040	87. 70	2, 110	12. 30	
	許可済		1, 290	7. 53	700	4. 09	590	3. 44
		既存不適	220	1. 28	140	0.82	80	0.46
違反広告		<u>2,880</u>	<u>16. 79</u>	1, 360	7. 93	1, 520	8.86	
適用除外		12, 980	75. 68	12, 980	75. 68			

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況(許可地域・禁止地域別)

		□ √	全	体	自家用	広告物	一般囚	公告物
		区 分	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内		地域内	17, 150	100.00	15, 040	87. 70	2, 110	12.30
1	許	可地域	16, 500	96. 21	14, 480	84. 43	2,020	11. 78
		許可済	1, 270	7. 41	680	3. 97	590	3. 44
		既存不適	210	1. 22	130	0. 76	80	0.46
		違反広告	<u>2,710</u>	<u>15. 80</u>	1, 280	7. 46	1, 430	8. 34
		適用除外	12, 520	73. 00	12, 520	73. 00		
7	禁	上地域	650	3. 79	560	3. 27	90	0. 52
		許可済	20	0. 12	20	0. 12	丰二 .新	學林儿
	既存不適		10	0.06	10	0.06	表示・設	人但宗正
	違反広告		<u>170</u>	<u>0. 99</u>	80	0. 47	<u>90</u>	<u>0. 52</u>
		適用除外	460	2.68	460	2.68		

3 現行の屋外広告物条例における課題(検討ポイント)

POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し (規制地域の拡大、許可基準の見直し、色彩基準の導入)

(1) 市全域における屋外広告物の規制・誘導

① 規制対象地域外における屋外広告物の規制

現行の高松市屋外広告物条例の規制対象地域は、高松自動車道を初めとする主要な幹線道路沿線や 鉄道沿線、風致地区、文化財保護法により指定された地域、国立公園等に指定された地域等を対象と しており、それ以外の地域は、規制適用の対象外としています。

今後、景観施策の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、<u>規制対象</u>地域を見直し、建築物等と一体的に規制・誘導を図る必要があります。

② 禁止地域における一般広告物の取扱

現行の高松市屋外広告物条例において, 風致地区や文化財保護法により指定された地域等については, 禁止地域に指定し, 一般広告物を表示・設置することができません。

しかし、<u>禁止地域内における違反広告物(一般広告物)が数多く見受けられることから、その取扱</u>について検討する必要があります。

(2) 地域特性に応じた許可基準の設定

① 都市計画制度に連携した許可基準の検討

現行の許可基準については、主要幹線道路の沿線等を基本に、第1種~第3種の許可地域および禁止地域を設定し、屋外広告物の規制・誘導を行っています。

景観計画において、その土地利用に応じた届出対象規模や景観形成基準を設定するなど、地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、建築物の高さなどの都市計画制度と連携した許可基準を設定する必要があります。

② 屋外広告物に色彩基準の導入

現行の高松市屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、個人の主観により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制適用の対象外としておりますが、その地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

景観計画においては、一定規模以上の建築行為については、採用できる建物の基調色の範囲を導入するなど、マンセル表色系による色彩基準を定め、その地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、色彩基準の導入を検討する必要があります。

POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応

(適合促進に向けた補助制度等の検討)

(3) 既存不適格広告物への対応

県条例において、表示・設置されていた広告物については、許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行条例への適合が課題となっています。

今後、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな「既存不適格広告物」として の取扱いとなることが想定されることから、<u>許可基準への適合促進に向け、屋外広告物の改修に対す</u> る補助制度の創設等を検討する必要があります。

POINT3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

(申請手続きの見直し、違反者への厳格な対応)

(4) 違反広告物の減少に向けた取組

(1) 許可申請と相違のある屋外広告物への対応

現行の高松市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示・設置する前に、許可申請書の提出を義 務づけ、その審査後に、許可証を交付していますが、近年、職員によるパトロール時に、許可申請書 に記載している表示内容や面積、高さと相違のある屋外広告物が見受けられます。

必要に応じて、許可の取消しを行うとともに、広告主および施工業者への是正指導を行っていますが、今後、建築行為と同様に完了届の提出を義務付けるなど、その実行性を担保する必要があります。

② 違反広告物に対する是正指導事務の見直し

定期的なパトロール等により,許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し, その「広告主」や「施工業者」に対して,文書や電話での是正指導を行っています。

これまでの是正指導では、「広告主」が屋外広告物条例に違反していることを知らないものが多く見受けられるとともに、是正指導に従わない「施工業者」も見受けられます。

今後,適法な屋外広告物の表示・設置に向け,<u>厳格な是正指導を実施するための</u>,是正指導マニュアル等の策定を検討する必要があります。

第4章 屋外広告物条例の改正に向けた現状整理

1 高松市の土地利用規制状況(都市計画制度)

本市では、行政面積37,514haの約64%(23,980ha)を都市計画区域に指定していますが、この うち用途地域(約6,427ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの

適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として, 建築物の用途 や建ぺい率、容積率、高さなどの形態を規制・誘導するための基準を定 めています。

また、郊外部の用途白地地域(約17,553ha)のうち、約83% (14, 493ha) については、特定の用途の建築物を規制する特定用 途制限地域を指定しています。

都市計画 区域外 36.1%	用途地域 17.1%
	用途白地 地域 46.8%

	Б /\	面	積	建築物	の規制内容	資料
	区 分	(ha)	%	高さ	建蔽/容積率	区分
市全	域	37, 514	100.0			
	都市計画区域	23, 980	63. 9			
	用途地域	6, 427	17. 1			
	商業地域	265	0.7	_	80/600	商業系
	近隣商業地域	432	1.2	_	80/300	冏耒术
	工業専用地域	156	0.4	_	60/200	
	工業地域	191	0.5	-	60/200	工業系
	準工業地域	1, 134	3.0	_	60/200	
	第一種住居地域	1, 300	3. 4	_	60/200	
	第二種住居地域	438	1.2	_	60/200	住居系
	準住居地域	94	0.3	_	60/200	
	第一種中高層住居専用地域	941	2.5	_	60/200	
	第二種中高層住居専用地域	440	1.2	-	60/200	住居専用系
	第一種低層住居専用地域	887	2. 4	10m	60/100	住店守用常
	第二種低層住居専用地域	149	0.4	10m	60/100	
	用途白地地域	17, 553	46.8			
	用途白地地域	3,060	8. 2	_	70/200	
	特定用途制限地域(幹線沿道)	950	2.5	12m	60/200	用途白地
	特定用途制限地域(一般・環境保全)	13, 543	36. 1	10m	60/100	
	都市計画区域外	13, 534	36. 1	_	_	都計外

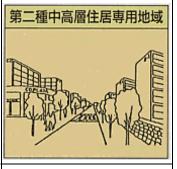
※建築物の規制内容については、代表的な基準を記載。

■用途地域のイメージ









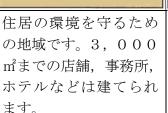
低層住宅の良好な環境 を守るための地域です。 小規模なお店や事務所 を兼ねた住宅や小中学 校などが建てられます。

主に低層住宅の良好な 環境を守るための地域 です。小中学校などのほしす。病院、大学、500 か、 $150 \,\text{m}$ までの一定 $|| \vec{m}$ までの一定のお店な $|| \text{のほか}, 1, 500 \,\text{m}$ ま のお店などが建てられしどが建てられます。 ます。

中高層住宅の良好な環 境を守るための地域で

主に中高層住宅の良好 な環境を守るための地 域です。病院,大学など での一定のお店や事務 所などが建てられます。







住居の環境を守るため | 主に住居の環境を守る ための地域です。店舗, 事務所, ホテル, パチン ホテルなどは建てられ コ屋,カラオケボックス などは建てられます。



道路の沿道において,自 動車関連施設などの立 居の環境を保護するた めの地域です。



近隣の住民が日用品の 買物をする店舗等の業 地と、これと調和した住 務の利便の増進を図る 地域です。住宅や店舗の ほかに小規模の工場も 建てられます。



銀行,映画館,飲食店, 進を図る地域です。住宅 や小規模の工場も建て られます。



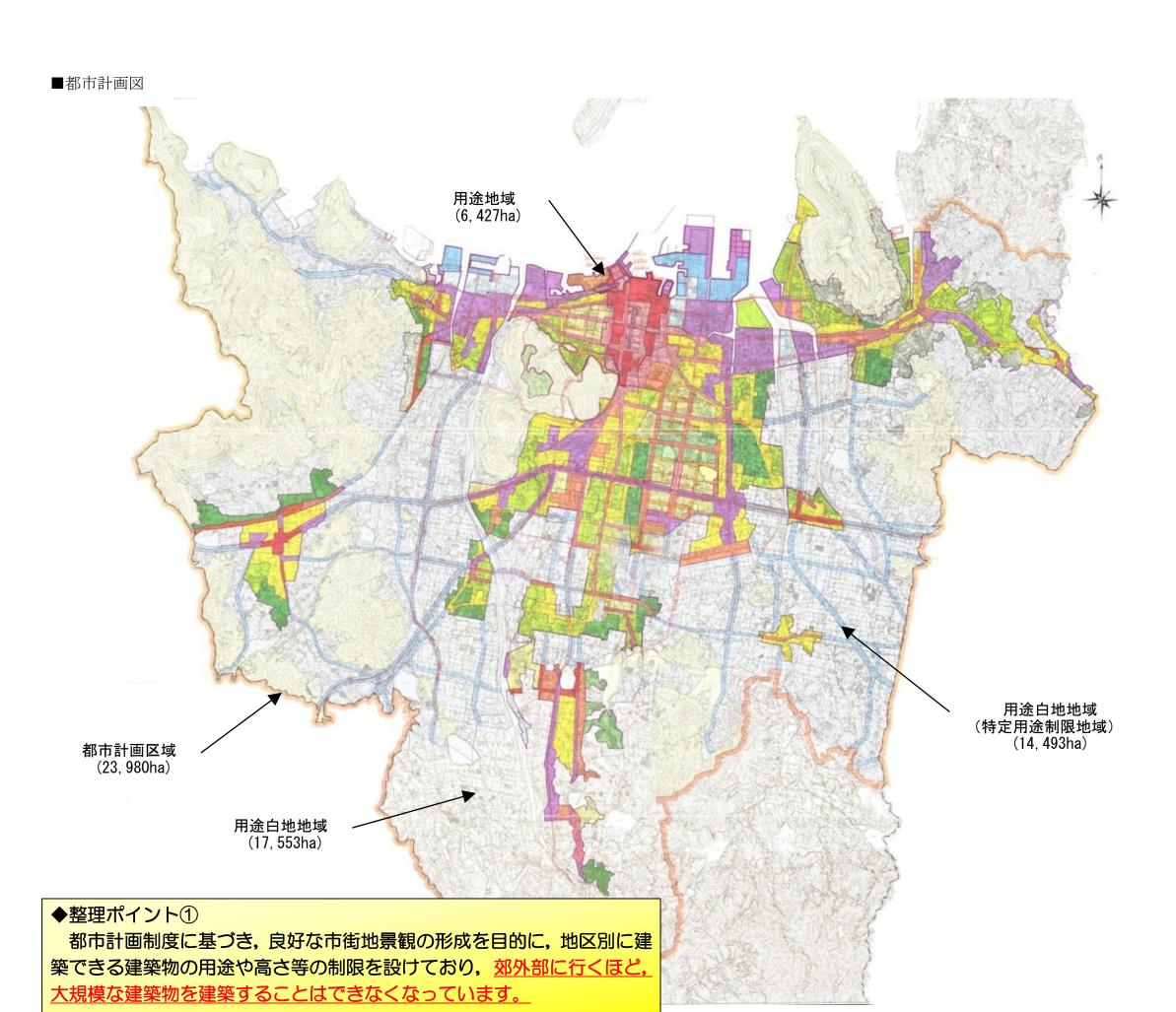
主に軽工業の工場等の 百貨店,事務所などの商 環境悪化の恐れのない 業等の業務の利便の増工業の業務の利便を図 る地域です。危険性,環 境悪化が大きい工場の ほかは、ほとんど建てら れます。



主として工業の業務の で,どんな工場でも建て 建てられますが、学校、 病院、ホテルなどは建て」は建てられません。 られません。



専ら工業の業務の利便 |利便の増進を図る地域 | の増進を図る地域です。 どんな工場でも建てら | られます。 住宅やお店は | れますが, 住宅,お店, 学校,病院,ホテルなど



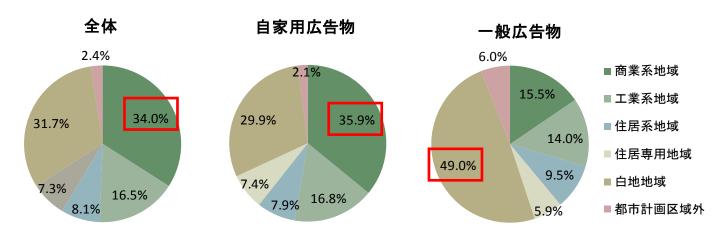
	種 類		記号
都	市計画区	域界	
	第一種低層住居専	用地域	
	第二種低層住居専	用地域	
	第一種中高層住居專	9用地域	
	第二種中高層住居事	9用地域	
	第一種住居	地域	
	第二種住居	地域	
222	準 住 居 均	也 域	
用) C 194 1/2 1/4	1111111	
途	近隣商業		
域			
	商業地	域	
	準工業地域ま 特別用途 (大規模集客施設制	地区	
	工 業 地	域	
	工業専用	地 域	
特定	給給が	幅50m	
用途	幹線沿道型	幅30m	
制限		環境保全	
地域	幹線沿道型以外	上記以外	////

2 地域別・広告種類別の屋外広告物の表示・設置状況

(1) 地域別の屋外広告物の表示・設置状況

市全域における屋外広告物の表示・設置状況については、商業系地域に約34%,郊外部の用途地域が無指定の地域(用途白地地域)に約32%が集中しています。

また,自家用広告物は商業系地域において最も高く,一般広告物は用途白地地域において最も高い割合となっています。



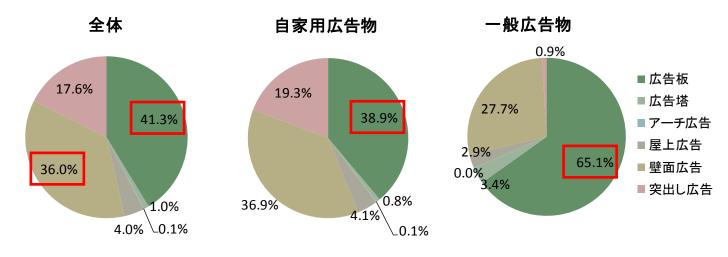
	地域区分			全体		自家用	広告物	一般広告物	
				件数	%	件数	%	件数	%
市生	全域			35,070	100.0%	31,820	100.0%	3,250	100.0%
	都市	用途	商業系地域	<u>11,940</u>	34.0%	<u>11,437</u>	<u>35.9%</u>	503	15.5%
	計	地	工業系地域	5,791	16.5%	5,335	16.8%	456	14.0%
	画 区	域	住居系地域	2,830	8.1%	2,522	7.9%	308	9.5%
	域		住居専用地域	2,558	7.3%	2,365	7.4%	193	5.9%
		用途	白地地域	<u>11,100</u>	31.7%	9,506	29.9%	<u>1,594</u>	49.0%
	都市計画区域外			851	2.4%	655	2.1%	196	6.0%

◆整理ポイント②

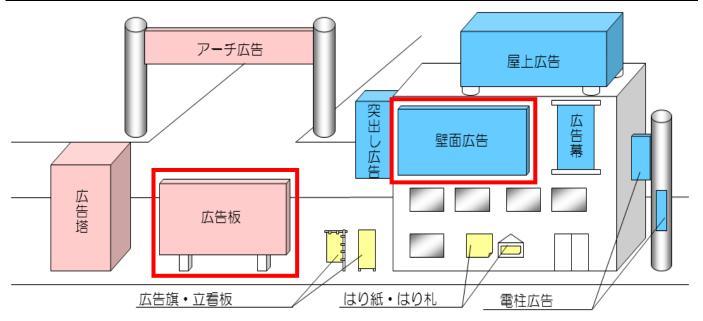
自家用広告物については、商業・工業系の地域において、建築物を利用する広告物(壁面広告等)の設置が多く見受けられる。<u>(土地利用に応じた表示・設置状況)</u> 一般広告物については、用途白地地域において、野立広告物(広告板等)の設置が 多く見受けられる。<u>(郊外部ほど多く見受けられる。)</u>

(2) 広告物種類別の屋外広告物の表示・設置状況

広告物種類別の設置割合は、広告板が約41%、壁面広告が約36%、突出し広告が約15%の順で高くなっています。また、自家用広告物と一般広告物の種類別設置割合を比較すると、一般広告物では広告板の割合が半数以上を占めるのに対し、自家用広告物では広告板と壁面広告の割合が同程度で、突出し広告の割合が比較的高い結果となっています。



広告物種類	全	体	自家用	広告物	一般広告物	
以古物性 類	件数	%	件数	%	件数	%
広告板	14,485	41.3%	<u>12,372</u>	<u>38.9%</u>	<u>2,093</u>	<u>65.1%</u>
広告塔	359	1.0%	250	0.8%	109	3.4%
アーチ広告	30	0.1%	29	0.1%	1	0.0%
屋上広告	1,404	4.0%	1,311	4.1%	93	2.9%
壁面広告	12,629	<u>36.0%</u>	11,731	36.9%	898	27.7%
突出し広告	6,163	17.6%	6,127	19.3%	30	0.9%



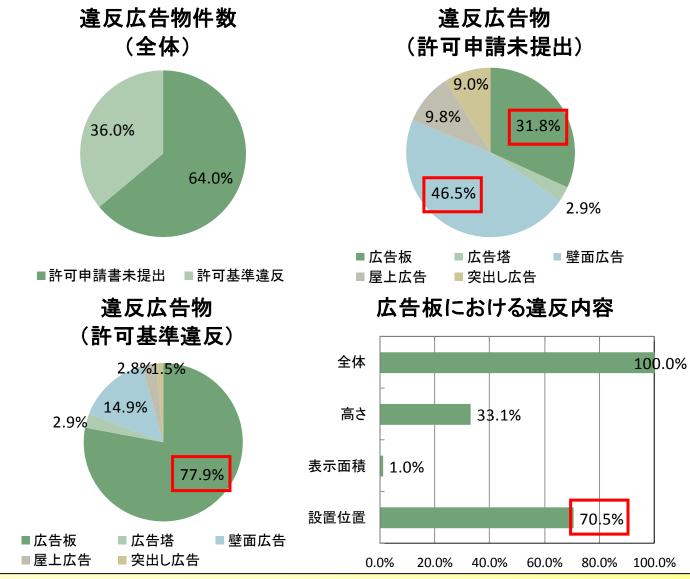
(3) 広告種類別の違反広告物設置状況

規制対象地域内における違反広告物については、全体で2、880件中、許可申請書が未提出なものが約64% (1、842件)、許可基準に不適合なものが約36% (1、038件)表示・設置されています。

許可申請書が未提出な違反広告物(1,842件)のうち、壁面広告が約47%(857件)、広告板が約32%(585件)、屋上広告が約10%(180件)の順で多くなっています。

許可基準に不適合な違反広告物(1,038件)のうち,広告板が約78%(809件),壁面広告が約15%(155件)となっています。

また、許可基準に適合しない広告板のうち、約75% (780件)が『一般広告物』であり、違反の内容としては、設置位置(交差点から20m以上離す)に関する違反が約71% (550件)となっています。



◆整理ポイント③

許可基準に不適合な違反広告物(1,038件)の内,約75%(780件)は広告板であり、かつ、その違反の内容の約71%(550件)は設置位置(交差点から20m以上離す)に関するものである。

区分		全体		自家用広告物		一般広告物	
	区分	件数	%	件数	%	件数	%
全体	Z	2,880	100.00	1,360	47.22	1,520	52.78
	許可申請書未提出	<u>1,842</u>	<u>63.96</u>	1,212	42.08	630	21.82
	許可基準違反	<u>1,038</u>	<u>36.04</u>	148	5.14	890	30.90

■広告種類別の違反広告物設置状況(許可申請書未提出)

17	[分	全	体	自家用	広告物	一般加	占告物
	<u> </u>		%	件数	%	件数	%
全体		1,842	100.00	1,212	65.80	630	34.20
野立広告物	広告板	<u>585</u>	<u>31.76</u>	328	17.81	257	13.95
	広告塔	54	2.93	11	0.60	43	2.33
	アーチ広告	_	_	_	_	_	
建築物等	壁面広告	<u>857</u>	46.53	550	29.86	307	16.67
利用広告物	屋上広告	180	9.77	170	9.23	10	0.54
	突出し広告	166	9.01	153	8.31	13	0.71

■広告種類別の違反広告物設置状況(許可基準違反)

	区分		全体		広告物	一般広告物	
			%	件数	%	件数	%
全体		1,038	100.00	148	14.26	890	85.74
野立広告物	広告板	809	77.94	29	2.79	<u>780</u>	<u>75.14</u>
	広告塔	30	2.89	5	0.48	25	2.41
	アーチ広告	_	_	_	_	_	_
建築物等	壁面広告	155	14.93	75	7.23	80	7.71
利用広告物	屋上広告	29	2.79	24	2.31	5	0.48
	突出し広告	15	1.45	15	1.45	_	_

■広告板(一般広告物)における違反内容(※重複した違反を含む)

全体		高さ		表示	面積	設置位置	
件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
780	100.00	258	33.08	8	1.03	<u>550</u>	<u>70.51</u>

3 他都市の取組状況

(1) 中核市(全41市)の取組状況

① 規制対象地域

屋外広告物の規制対象地域は、約90%の市において全域を対象としています。

◆高松市の取組状況①

規制対象地域は、一部(主要道路沿線等)を対象。

② 規制方法(都市計画制度との連動の有無)

規制対象地域(禁止地域、許可地域等)の設定、区分にあたっては、都市計画法の用途地域と連動、または、一部連動させている市が約97%(高松市以外)となっています。

◆高松市の取組状況②

規制方法は、連動無(道路種別毎に設定)。

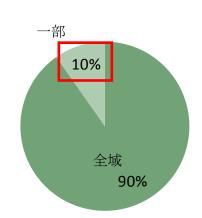
③ 規制内容(色彩基準)

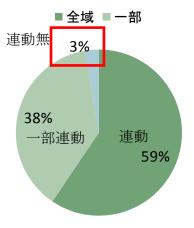
屋外広告物の許可基準として、マンセル値などの色彩基準を導入 している市は、全体の約39%となっています。

色彩基準を導入している市のうち、市全域を対象として導入している市が約31%、禁止地域や重点地区のといった一部区域のみを対象として導入している市が約69%となっています。

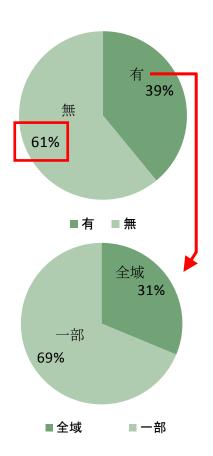
◆高松市の取組状況③

色彩基準は、導入していない。





■連動 ■一部連動 ■連動無



④ 既存不適格広告物への対応

中核市への移行に伴い、県条例では適法に設置されていた屋外広告物で、市条例に規定する許可基準を満たしていないもの(既存不適格広告物)について、経過期間満了後の取り扱いは、許可を行っている市が約33%、許可を行っていない市が約41%となっています。

許可を行っている市のうち、許可の条件について、適合物件と同様の方法をとっている市が約61%、是正計画書等を許可申請者に提出してもらう市が約31%となっています。

◆高松市の取組状況④

既存不適格広告物については、<u>適合物件と同様に許可して</u>いる。

⑤ 改修に対する優遇措置

既存不適格屋外広告物を撤去,または許可基準に適合した広告物に改修した場合,助成金や許可申請手数料の減額などの優遇措置を行っている市は,全体の約11%で,9割近くの市では補助制度等を導入していません。

◆高松市の取組状況⑤

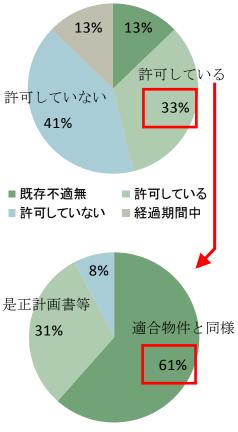
改修に対する優遇措置は、無し。

⑥ 違反広告物に対する措置

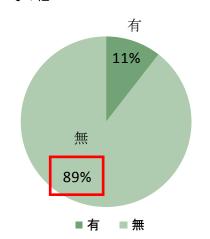
許可申請手続きを行わずに表示された屋外広告物(違反広告物)の是正指導の方法としては、口頭での指導が最も多く、次いで、文書による指導を行う事例が多く見受けられます。また、違反広告物に対する手続きを定めた「是正指導要綱」等を策定している市は、全体の約32%です。

◆高松市の取組状況⑥

是正指導要綱は、策定していない。









(2) 先進都市の取組事例

1 石川県金沢市	新しい基準への見直しと優良	見なデザインを推奨・蓄積	する制度の新設
基準のポイント	景観や環境に配慮する基準へ	の見直し	
適正広告物の推進	既存不適格広告物への対応,	違反広告物に対する指導	の強化(経過措置期間の
ポイント	設定)		
名称	金沢市屋外広告物等に関す	制定年月日	平成7年12月25日
	る条例	改正年月日	平成21年3月
規制地域	全域	規制内容	用途地域と連動
許可基準(色彩)	無	既存不適格への対応	経過措置期間中
改修に対する優遇	有(撤去のみ)	違反広告物に対する	口頭、文書、訪問・呼
措置		措置	び出しによる指導
			悪質な場合は氏名公表
経過措置期間	7年間		

POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

1. 景観や環境に配慮する基準への見直し

伝統的な風情を色濃く残す通りや歴史的建築物が連なる地域、良好な環境の住宅地、一体となった商業活動が営まれている商店街、娯楽飲食系の施設が集積した活気あふれる繁華街など、街の特性に応じて、段階的な基準を設けることで、その地域によりふさわしい広告景観の活用を図ります。

POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応

2. 既存不適格広告物への対応

今回の条例改正では、禁止地域の見直しや、屋上広告物、独立自家広告物、野立広告物の基準の見直 しなどその内容が多岐にわたるため、経過措置期間を7年間(平成28年9月末まで)に統一します。 屋外広告物の継続許可申請の際に、新基準に合致しない屋外広告物については、申請者にその旨をお 知らせする文書を添付します。

また、継続許可を受けるには、新基準に合致する改修若しくは除却を経過措期間内に行うことを明記した計画書の提出が必要となります。

管理者若しくは施工者である屋外広告物業者の方には、申請者の方から相談があった場合には、新基準の説明や改修、除却の相談に応じていただくなど円滑な新基準への移行への協力をお願いしています。

③. 違反広告物に対する指導の強化

POINT 3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

氏名公表制度を条例に新たに明記しています。

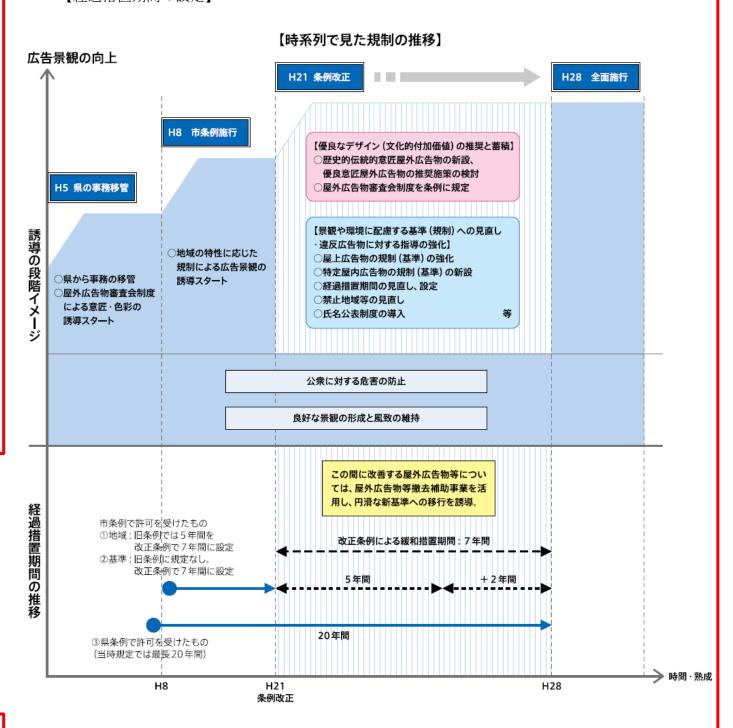
条例に違反する屋外広告物の設置等があり、その行為が悪質な場合は、広告主や設置者、管理者の氏 名公表を行うことがあります。

違反屋外広告物に対する指導の流れ



.

【経過措置期間の設定】



【屋外広告物撤去補助について】

新基準に合致しない屋外広告物について、経過措置期間内にその屋外広告物を<u>撤去する場合</u>には、本市の屋外広告物撤去補助事業の適用があります。

適用には市税の完納などいくつか条件はありますが、

概ね 補助率50~90%、限度額25万円~100万円 です。

2 富山県富山市	屋外広告物条例(許可基準)	の改正	
許可基準ポイント	地域特性に応じた区域区分の	* -	
適正広告物の推進	改修事業補助制度の導入		
ポイント			
名称	富山市屋外広告物条例	制定年月日	平成17年4月1日
		改正年月日	平成22年4月1日
規制地域	全域	規制内容	用途地域と連動
許可基準(色彩)	有 (一部)	既存不適格への対応	許可していない
改修に対する優遇	有	違反広告物に対する	口頭,文書による指導
措置		措置	
経過措置期間	10年間		

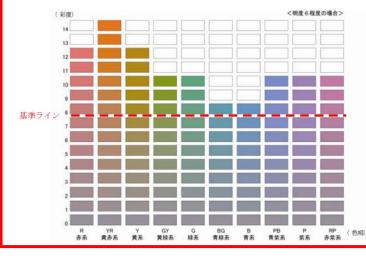
POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

①. 地域特性に応じた区域区分の設定

従前の区域区分では、禁止地域、許可地域ごとに一律基準が設定されていましたが、今回の見直しでは、主要道路沿線の禁止地域等の見直しにあわせて、土地利用特性に応じた区域区分に改正します。

②. 色彩基準の導入

一般広告物及び第1種禁止地域内の広告物は、表示面積の1/2を超える箇所に彩度8を超える色彩を禁止(1m²以下は除く)する色彩基準を導入しています。





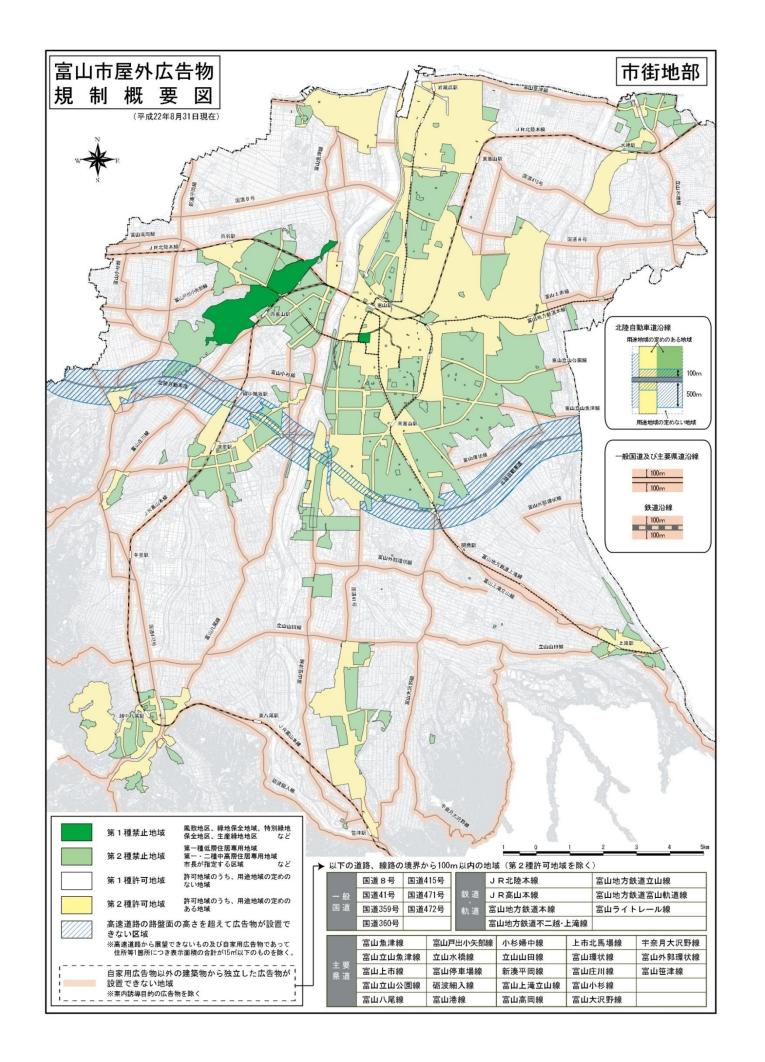
新緑の緑・若葉色 7 G Y 7.5/4.5 色相 明度 <mark>彩度</mark>

マンセル記号の表し方

POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応

③. 改修事業補助制度の導入

新たな許可基準の施行に伴い,既存不適格屋外広告物となるものを対象に,基準に適合させるために 行う屋外広告物の撤去,改修工事に係る費用の一部(補助対象工事費の1/3以内)を補助します。



■富山市屋外広告物条例許可基準の一覧

POINT 1

		自家用		自家用	広告物		一般広告物	
区域区分	地域指定の概要	広告物 適用除外 野立広告 屋上広告 壁面広告 突出広告	突出広告	野立広告	屋上広告 壁面広告 突出広告			
第 1 種禁止地域	伝統的町並み景観の保全が重要な地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・文化財保護法令で指定する地域等 自然景観等の保全が重要な地域 ・風致地区 ・緑地保全地域・特別緑地保全地区・生産緑地地区 ・市民農園・保安林・自然環境保全地域等	5㎡ 以下	高さ4m以下 色彩基準	禁止	上端6m以下 (ビル名称除 く) 色彩基準	壁面からの出 幅1.5m以下 広告物の上端 は取付壁面の 上端以内 色彩基準		
第2種禁止地域	住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な 地域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・都市公園、緑地 ・公共用建物の敷地 ・市長が指定する区域等	7㎡ 以下	高さ6m以下	建築物の高さ の1/2以下か つ2m以下	1壁面の1/5 以下又は10㎡ 以下	壁面からの出 幅1.5m以下 広告物の上端 は取付壁面の 上端以内	禁止	
第 1 種許可地域	田園景観等に配慮すべき地域 ・禁止地域、第 2 種許可地域以外の地域	10 m²	高さ10m以下 面積30㎡以下	の1/2以下か つ4m以下	1壁面の1/5 以下又は20㎡ 以下	2004 Per 115 - 2 - 115	①国道、主要県道、鉄道沿線等の100m以内は 下記基準に適合する案内誘導看板のみ設置可 高さ4m以下 1施設面積4㎡以下 統合看板は高さ6m以下 1施設面積6㎡以下 ② ①以外の地域 高さ6m以下 面積20㎡以下(一面10㎡以下)	第2種禁止地域 場の自同じ 禁止地域から展 50m以内の展
第2種許可地域	良好な景観と経済活動の利便との調和に配慮すべき地域 ・禁止地域以外で用途地域の定めのある地域	以下	禁止地域から 50m以内の展 望できる屋上 広告物の照明 は点滅禁止 1壁面の1/5 以下 は点滅禁止 以下		高さ8m以下 面積20㎡以下 (一面10㎡以下) 色彩基準	望できる原上 広告物祭止 色彩基準		

POINT 2

【改修事業補助制度】

┃ ●対象となる屋外広告物

■ 平成22年3月31日以前に富山市屋外広告物条例に基づく許可を受けて表示または設置されている野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告のうち、平成22年4月1日以降の新たな許可基準に適合しない部分がある屋外広告物

●補助金の額

補助対象区域	補助率	補助額の限度
市全域	補助対象工事費の3分の1以内	屋外広告物の種類により次の各号に掲げる額(ただし、住所等 1 箇所あたりの補助額の合計は 50 万円以下) 1. 野立広告又は屋上広告 1 基につき 20 万円以下 2. 壁面広告又は突出広告 1 壁面につき 10 万円以下

3 宮崎県宮崎市	屋外広告物適正化に向けた取	又り組み				
基準のポイント	交差点部における規制,道標	[に関する基準の設定、景積	観形成重点地区内におけ			
	る基準の設定					
適正広告物の推進	_					
ポイント						
名称	宮崎市屋外広告物条例	制定年月日	平成9年12月25日			
		改正年月日	平成23年3月31日			
規制地域	全域	規制内容	用途地域と連動			
許可基準(色彩)	有(重点景観形成地区内)	既存不適格への対応	経過措置期間中			
改修に対する優遇	無	違反広告物に対する	文書による指導			
措置	措置					
経過措置期間	堅固な広告物等:3年またに	は7年間 その他の広告物	: 1年以内			

POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

1. 交差点部における規制

交差点付近に大型の広告物が乱立することによる景観や安全の阻害を防止するため、市街地の交差点部(信号機の周囲20m、地上10m以上の部分を除く)においては第3種禁止地域、郊外部等の交差点部においては第2種禁止地域を指定しています。

	自然環境や快通	歯 な生活環境を維持	寺・保全するた	経済活動などを考慮して、許可制度により良				
	め,原則として	屋外広告物の表示	を禁止する地域	好な景観へ誘導する地域				
地	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種		
域	禁止地域	禁止地域	禁止地域	規制地域	規制地域	規制地域		
規	÷							
制	きびしい					ゆるやか		

2. 道標(案内図板)に関する基準の設定

道標(定義:店舗,事業所への案内誘導を目的とするもの) については、大きさや個数に関する個別基準が一般広告物とは別に定められています。

■道標の基準



③. 重点景観形成地区内における基準の設定

宮崎市の景観形成上特に重要な地区として景観計画で定められている「重点 景観形成地区」においては、地区ごとの景観形成の方針に基づいた良好な景観 形成に資する屋外広告物の誘導を図るため、屋外広告物の共通基準・広告物種 類ごとの個別基準のほかに、次の基準に適合することが必要となります。



大淀川地区

■大淀川地区重点景観形成地区の基準

			<u></u>						
			制限事項						
	高さ	〇表示面の高さ	は、4m以下である	らこと。					
	面積		(は投影面積は、20 m 3種規制地域を除く		(景観計画で定める橘	公園通りゾ			
○表面積の3分の1を越える部分、又は地色に使用できる色彩は以下の通り									
		色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相				
•		基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下				
全ての広告物	色彩	※:表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基立 くものとする。 ※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラス などの素材色は、適用を除外する。 ※:一面の面積が5㎡未満のものは、適用を除外する。							
● ○道路を占用して設置しないこと。 ○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトによ 字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照 とすること。 ○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。									
野立	広告	〇地上から広告	。 お物等の上端までの高	高さは、10m以下であ	うること。				
○建築物 1 棟につき 1 個であること。 ○広告物を掲出する物件の高さは、4 m以下であること。 ○自家用広告物以外については、地上から広告物等の上端までの高さは、30 m以あること。(景観計画で定める天神山・愛宕山ゾーン及び橘公園通りゾーン以外3 種規制地域を除く。) ○天神山・愛宕山ゾーンについては、広告物等の上端までの高さは、標高 20 m以あること。						ン以外の第			
壁面	広告	○表示面積の台	計は、1壁面につき	き20 ㎡以内であるこ	د 。				
屋根	面広告	〇表示又は掲出	ぱできない。						
突出	広告	〇建築物 1 棟に	つき1列以下である	らこと。					

「大淀川地区重点景観形成地区」とは

本市の中心を流れる大淀川は、本市のシンボルとして多くの市民に親しまれています。宮崎市景観計画では、大淀川を景観形成上重要な河川と位置づけています。

そこで、将来にわたり大淀川周辺の良好な景観形成を図るため、宮崎市景観計画において「大 **淀川地区重点景観形成地区」**を指定し、「雄大な大淀川と、緑・山並み・空・まちが一つにとけ込 んだ、光り輝くシンボル景観の形成」を基本方針に、景観形成の方針や基準を定めました。

POINT 3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

この要綱は、屋外広告業者に対する是正の指導及び和歌山県屋外広告物条例に基づく不利益処分をするために必要とされる基準及び手続き並びに無登録業者に対する措置を定めるものとします。

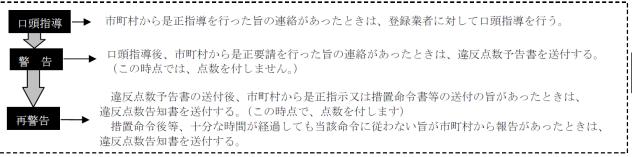
2. 是正措置

1. 目的

(1)登録業者

<u>違法性を点数形式により評価し、違反行為を行った登録業者に点数を付し、</u> 一定の点数に達すると監督処分(営業の一部停止や登録の取消し)を行います。

○屋外広告物等に係わる違反行為に対する是正措置(右記の詳細フローズ参照)



○違反行為及び違反点数一覧表(一例)

違反行為	点数	根拠条文	罰則の法定刑
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10	第 29 条第 5 項	50 万円以下の罰金
違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	5	第 29 条第 2 項	50 万円以下の罰金
禁止地域又は禁止物件に違反広告物等を表示し、又は設置する行為	3	第 29 条第 1 項	50 万円以下の罰金
許可地域等に違反広告物等を表示し、又は設置する行為	3	第 30 条第 1 項	30 万円以下の罰金
屋外広告業に関し報告、検査を拒む等の行為	2	第 31 条第 3 項	20 万円以下の罰金

○監督処分

処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の一部	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	30日以内営業停止
停止	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	90日以内営業停止
登録の取消し	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し

〇刑事告発

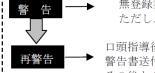
登録の取消しが行われた者及び過去5年間に同一の事案に係る違反行為(違反広告物等に係わるものを除く。)について、3回以上違反点数告知書の送付を受けた者は、原則として刑事告発を行います。

(2)無登録業者



警告書により屋外広告業の登録を行うよう警告し、3回以上警告書を送付後 も登録を行わない場合は、刑事告発を行います。

○無登録業者に対する是正措置(右記のフローズ参照)



無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告書を送付し警告します。 ただし、違法性の認識を欠くと認められる場合は、口頭により指導します。

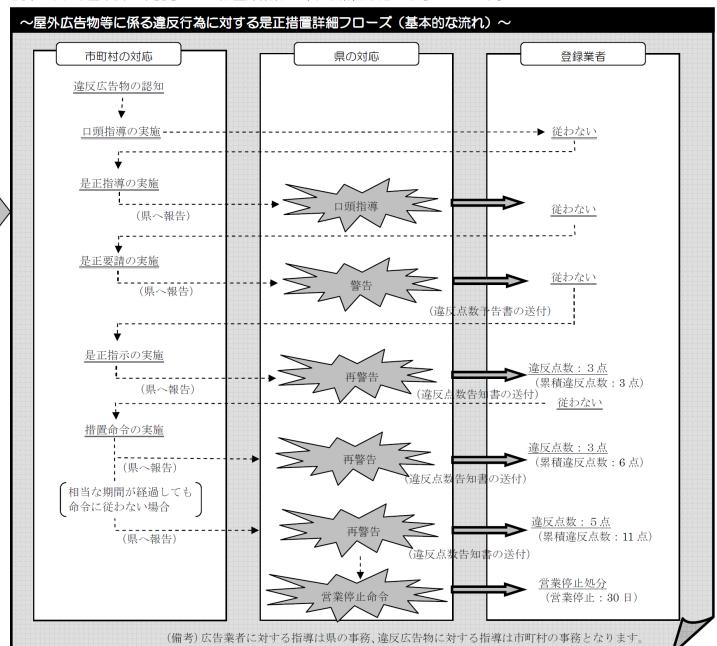
口頭指導後1ヶ月を過ぎても登録しない場合は、警告書を送付し警告します。 警告書送付後2ヶ月を過ぎても登録しない場合は、再度警告書を送付し警告します。 その後も2ヶ月を経過する毎に、同様に警告します。

○刑事告発

警告書の送付を3回以上行った登録業者については、刑事告発を行います。

3. 施行日

平成24年4月1日





(備考)是正指導及び監督処分基準の詳細については、HPを参照するか又は下記問い合わせ先まで問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】和歌山県県土整備部都市政策課景観・公園班 TEL:073-441-3228 FAX:073-441-3232 HP: http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html

第5章 屋外広告物条例の改正に向けた基本的な規制・誘導の基本的な考え方

1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

(1) 市全域を対象とした屋外広告物の規制

【現況と課題】

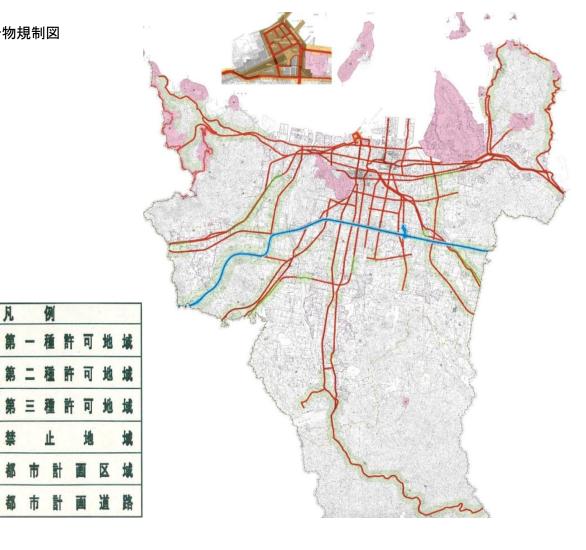
現行の高松市屋外広告物条例では、高松自動車道を初めとする主要な幹線道路沿道や、鉄道沿道、 風致地区、文化財保護法により指定された地域、国立公園等に指定された地域等を対象とした、バッ ファー(路線)型の規制を行っており、それ以外の地域は、規制対象外となっています。

規制対象地域外の屋外広告物については、一定規模(高さ10m)を超えるものについては、景観法に基づく景観条例(H24.7.1施行)により、工作物に該当する部分について、景観計画に適合する必要がありますが、その他の高さ、表示面積、意匠、色彩等については、規制適用の対象外となっています。

◆改正ポイント◆

・本市全域における良好な景観の保全・形成を図るために、屋外広告物に対する規制・誘導の対象地域を拡大し、**市全域を規制対象地域とします。**

■現行の屋外広告物規制図



(2) 地域特性に応じた許可基準の設定

① 地域特性(都市計画制度)に応じた許可基準の見直し

【現況と課題】

現行の高松市屋外広告物条例においては、主要な幹線道路や鉄道(JR・ことでん)の沿線を基本に、その道路の路端からの距離によって第1種~第3種の『許可地域』、また、風致地区や文化財保護法により指定された地域等を『禁止地域』として、それぞれ許可基準を定めています。

また、景観計画において、用途地域等の土地利用の形態に応じた届出対象規模や景観形成基準を設定するなど、地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしていますが、屋外広告物については、都市部と自然部などの地域の景観特性に配慮した許可基準が設けられていません。

◆改正ポイント◆

- ・これまで主要な幹線道路沿線等で一律に適用されていた許可基準について、山地・丘陵地や田園居住地などの自然環境や、住宅地などの住環境、商業・業務地や工業地などの市街地環境など、地域の景観特性や用途地域等の土地利用を考慮した地域区分に基づき見直しを行います。
- ・見直しに当たっては、良好な景観や自然環境の保全が必要な地域では規制を厳しく、また、経済活動等の調和への配慮が必要な市街地等では規制をある程度緩やかにするなど、表示面積や高さ等に関する許可基準に強弱を設けることとします。
- ・特に、重要な景観資源を有する地区や良好な都市景観を誘導する必要がある地区として<u>景観計画に</u> 定められた「景観形成重点地区」においては、その地区の特性に応じた良好な景観の保全・創出を 図るため、許可基準を個別に定めることとします。
- ■地域特性に応じた規制対象地域および許可基準の変更イメージ

	i
現行	
地域区分	
第1種許可地域	
第2種許可地域	
第3種許可地域	
禁止地域	
規制対象地域外	

	改正 (案)				
	規制		地域区分		
	ゆるやか	都	用	商業系地域	
\		市	途	工業系地域	
/		計画	地	住居系地域	
		区	域	住居専用系地域	
		域	用途	白地地域	
		都市	計画区	域外	
		景観	形成重.	点地区	
	きびしい	禁止地域			

0 ~ 0

② 禁止地域における「一般広告物(案内用)」の緩和

【現況と課題】

自己の住所,事業所,営業所等の住所を知らせるため,その付近に掲出する「案内用広告物」については,現行の高松市屋外広告物条例では「一般広告物」に該当するため,禁止地域においては掲出が禁止されています。

ただし、「案内用広告物」については、サイン・道標としての重要な役割を担っており、禁止地域に おける取扱いについて、再検討する必要があります。

■禁止地域における屋外広告物(一般広告物)の状況







◆改正ポイント◆

- ・案内用広告物のサイン・道標としての役割を考慮し、一般広告物の区分を「一般広告物(案内用)」と「一般広告物(その他)」に細分化し、<u>禁止地域においても一定の基準を満たすものついては掲出</u>が可能となるよう、許可基準を見直します。
- ・ただし、一般広告物(案内用)については、事務所等へのサイン・道標としての役割を担うことから、表示内容や事務所等からの距離要件を新たに許可基準として設定することとします。

■地域特性に応じた規制区分の変更イメージ1

■地域的 はに応じたが的色分の変叉イグ・プロ					
現行			改正(案)		
自家用広告物		自家用広告物	自己の氏名等を自己の住所または事 務所等に表示する広告物		
一般広告物		一般広告物(案内用)	事務所や店舗等への案内目的で表示 する広告物 (表示内容および事務所等 からの距離要件有り)		
		一般広告物(その他)	上記以外の広告物		

■地域特性に応じた規制区分の変更イメージ2

現	行	
規制区分	自家用 広告物	一般 広告物
許可地域	0	0
禁止地域	0	×



改正(案)					
自家用	一般口	古 告 物			
広告物	(案内用)	(その他)			
0	0	0			
0	0	×			

③ 色彩基準の導入

【現況と課題】

現行の高松市屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、個人の 主観により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制の対象外としていますが、 地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

昨年度策定した景観計画においては、マンセル表色系による色彩基準を定め、一定規模以上の建築 行為について、採用できる建物の基調色の範囲を導入するなど、その地域の景観特性に配慮したまち づくりを推進することとしています。

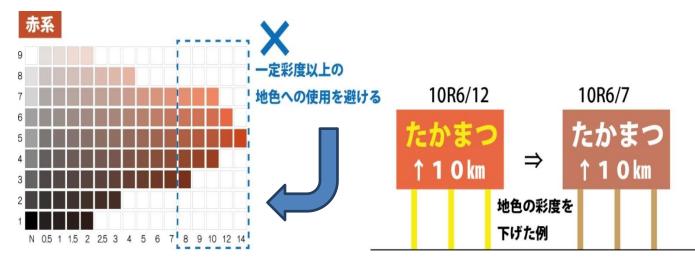
■地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物





◆改正ポイント◆

- ・現行の高松市屋外広告物条例で禁止地域に指定している地域や、自然景観が広がる地域など、**特に 良好な景観の保全が必要な地域について、色彩基準の導入を検討することとします。**
- ・ただし、景観計画に定める色彩基準と同様に、景観を阻害する恐れのある一定規模以上の広告物を 対象とすることとします。
- ・また、屋外広告物の色彩や意匠に関し具体的に配慮する事項や良好な事例等について、広告主や施工業者が広告物を検討する際の参考・工夫例をとして活用できる「屋外広告物デザインガイドライン (仮)」を策定することとします。
- ■マンセル表色系による色彩基準のイメージ



マンセル表色系について-

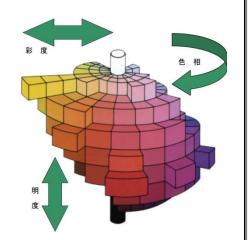
一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの 色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、JIS (日本工業規格) などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル 表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」の 3つの尺度を組み合わせて表します。

●色相(いろあい)

色相は、10種の基本色、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、それを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。



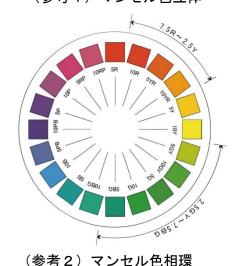
(参考1)マンセル色立体

●明度(あかるさ)

明度は、明るさの度合いを $0\sim1$ 0までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

●彩度(あざやかさ)

彩度は、鮮やかさの度合いを $0\sim1$ 6程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、例えば赤の原色の彩度は16程度となります。



●マンセル値

(参考3) マンセル色標(5YR)

<u>5YR</u> <u>6</u> <u>/</u> <u>4</u>

5 ワイアール 6 の 4 (色相) (明度) (彩度)

④ 交差点に乱立する広告物への対応

【現況と課題】

現行の高松市屋外広告物条例では、主要幹線道路の沿道を許可地域として指定し、道路の交差角から 20m以内の区域については、広告板・広告塔(一般広告物)を許可しないこととなっていますが、実際には、県条例からの既存不適格広告物などを含め、交差点には多数の野立広告物が乱立している状況にあります。

また、最近では、建築物等の壁面を利用した広告物も数多く見受けられます。

交差点部において、大型の広告物が乱立することにより、道路景観を阻害するとともに、交通の視認性の観点から安全性を阻害する一因になることも懸念されます。

■交差点内に表示・設置されている屋外広告物



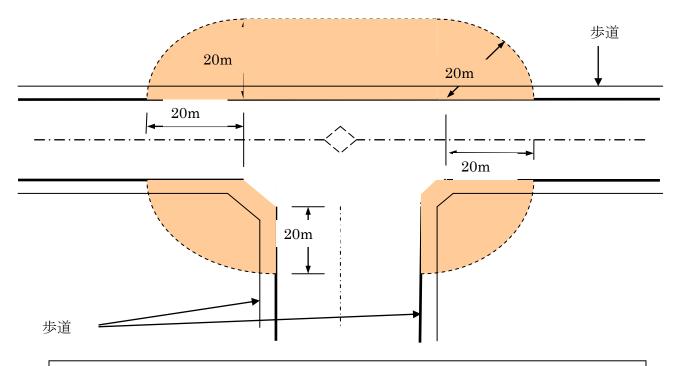




◆改正ポイント◆

- ・<u>市内の主要な交差点については</u>,新たな一般広告物の表示・設置を全面的に禁止する『禁止地域』 の指定を検討することとします。
- ・主要な交差点以外の交差点については、屋外広告物のサイン・道標としての役割を考慮して、<u>現在</u>の交差点の取扱い方法を変更し、一般広告物(案内用)のみ表示・設置を可能とすることとします。
- ・ただし、交差点に広告物が乱立し、景観を阻害しないよう、その許可条件を定めることとします。

■道路の交差する角の考え方



- □公道は対象 (3 m以上)
- □私道であっても3m以上あり,誰でも車が行き来できる道路であれば,対象とする。
- □家や事務所等の侵入路である場合は、交差角の対象の道路でないことにする。

■交差点における一般広告物の許可基準の変更イメージ

			交差点		
		交差点	主要交差点	その他の	の交差点
			(※1)	(案内用)	(その他)
野	広告板	×	禁止地域		
野立広告物	広告塔	×	に指定		
物	アーチ広告	0	×	\bigcirc	×
建物	壁面広告	0			
建物利用広告	屋上広告	0	規制対象物件の)区分に関わら ⁻	ず一律の規制
広告	突出し広告	0			

※1…主要な交差点については、概ね4車線以上の道路が交差する交差点とする。

2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応

(1) 既存不適格広告物に対する経過措置期間の設定

【現況と課題】

本市においては、平成11年4月1日の中核市への移行に併せ、高松市屋外広告物条例を制定し、 屋外広告物に関する規制・誘導を実施していますが、それ以前に表示・設置された屋外広告物につい ては、香川県屋外広告物条例に基づく、規制・誘導が行われてきました。

この県条例において、表示・設置されていた広告物については、許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行条例への適合が課題となっています。

既存不適格広告物に対しては、掲出する物件(支柱等)を改造しない限り、現行の屋外広告物条例に適合する広告物と同様に許可していますが、今後、規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな既存不適格広告物が発生することが想定されることから、適合促進策を検討する必要があります。

■平成11年以前に表示・設置されている屋外広告物(許可基準に不適合のもの)









◆改正ポイント◆

- ・高松市屋外広告物条例の適用に伴う既存不適格広告物や、規制・誘導内容の見直しに伴う新たな既存不適格広告物については、新たに一定の経過措置期間を再設定するとともに、その期間内においては、許可期間を短縮(3年→1年)することとします。
- ・また,経過措置期間後は,違反広告物として取扱うこととしますが,適法な広告物への改修に向けた『改修計画』が提出された場合は,その計画期間内については,引き続き許可する方向で検討することとします。
- ・また、既存不適格広告物の取扱いについては、現在、表示している広告主のみ有効とします。

(2) 既存不適格広告物に対する補助制度

【現況と課題】

今後、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな既存不適格広告物の発生が想定されることから、許可基準への早期の適合促進に向け、既存不適格広告物の撤去や改修工事に係る費用の一部に対する補助制度の創設等を検討する必要があります。

一方で、他都市(中核市)の取組状況から、補助制度を導入していない自治体が9割近くを占めているなど、その導入に対しては慎重な対応が必要と考えられます。

◆改正ポイント◆

・既存不適格広告物の改修や除去に対する補助制度については、その導入により適法な広告物への改修や除却が推進することが想定されますが、他都市の導入状況や現在の違反広告物の表示・設置状況から、導入による良好な景観の形成に及ぼす影響など、補助制度の導入に当たっては、今後、他都市の導入状況や効果等を勘案し、慎重に検討することとします。

■既存不適格広告物の取扱い変更イメージ

区分			現行	
経過措置期間		明間	永年	
許	可	期	間	3年(適法物件と同一)
= /r:	ਜ	条	<i>(</i> / -	①掲出する物件(支柱等)を改 造する場合は不許可
帀	HJ	术	17	②表示内容の変更は許可
補	助	制	度	無



	改正(案)
	再設定
	1年
)	①掲出する物件(支柱等)を改 造する場合は不許可
	②表示内容の変更は同一広告 主のみ許可
'	無(再検討)

3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

(1) 申請手続きの見直し

【現況と課題】

屋外広告物を表示・設置する際には、現行の高松市屋外広告物条例に基づき、許可申請書の提出を 義務づけ、許可基準への適合審査後に許可証を交付していますが、近年、許可申請書に記載している 表示内容や面積、高さと、相異のある屋外広告物が見受けられます。

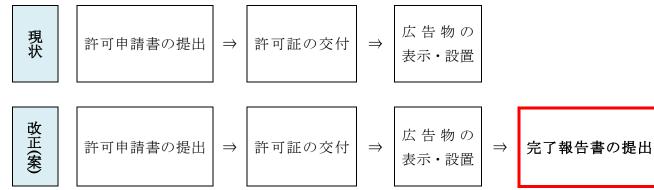
これらの屋外広告物については、許可基準に不適合な違反広告物として、許可の取消しを行うとと もに、広告主および施工業者への是正指導を行っていますが、今後は適法な屋外広告物の表示・設置 に向けて申請手続きの見直しを検討する必要があります。

また,現行の屋外広告物条例では,許可申請書は,施工業者等の関係者であれば提出することができ,広告主が許可申請書の内容や提出そのものを知らない場合も見受けられます。

◆改正ポイント◆

- ・景観法に基づく建築行為に対する届出制度と同様に、広告物の表示・設置が完了した後に、<u>「完了報告書」の提出を義務づけます。</u>
- ・また、色彩基準の導入に伴う意匠の審査や完了報告書の提出に伴う完了検査等の<u>事務手続きの増加</u> に伴い、許可申請手数料の見直しを検討します。
- ・ <u>許可申請書の提出者を広告主に限定</u>するとともに、年1回、その広告主が許可申請書を提出している広告物の一覧を送付することにより、許可申請書が提出されていない違反広告物の減少に努めます。

■申請手続きの変更イメージ1



■申請手続きの変更イメージ2

- 1 hH 1 lbr C *> 2	久入 1 / ↓ □	_
区分	現状	/
許可申請書の 提出者	表示・設置する広告物の関係者 (広告主, 施工業者, 管理者等)] '
許可申請書の 提出状況確認	無	

	改正(案)
>	広告主
	毎年, 広告主に許可申請書の提出 物件一覧表を送付

(2) 広告主・施工業者等の対する周知啓発の実施

【現況と課題】

本市においては、これまで「広報たかまつ」やホームページを活用した屋外広告物のルールに関する周知啓発を行ってきましたが、市民や広告主、施工業者等の屋外広告物制度に対する理解は十分とは言えない状況にあります。

良好な景観の形成に向けて、広告主や施工業者等の関係者に対して、これらの制度に対する認知度を向上させることが急務となっています。

◆改正ポイント◆

- ・広告主や施工業者等の関係者に対して、説明会等を開催することで、制度の周知徹底を図ります。
- ・適法な屋外広告物の表示・設置を推進するために、各種団体(医師会等)に対して周知啓発文を送付することにより、制度に対する認知度の向上に努めます。

(3) 是正指導事務の見直し

【現況と課題】

定期的なパトロール等の実施により、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

これまでの是正指導では、「広告主」が高松市屋外広告物条例に違反していることを知らないことや、 是正指導に従わない「施工業者」も見受けられることから、違反を繰り返す悪質な施工業者や広告主 に対しては、今後、厳格な対応で臨むことが求められています。

◆改正ポイント◆

- ・是正指導に従わないものに対して、厳格な是正指導を行うため、広告主だけではなく、<u>施工業者に</u> 対する、氏名公表制度の導入を検討することにより、制度の実効性を確保します。
- ・また今後,適法な屋外広告物の表示・設置に向け,<u>厳格な是正指導を実施するため,「是正指導事務</u> 処理要綱(仮)」の策定を検討します。

■屋外広告物条例に定める違反広告物の表示・設置者への対応

	現状									
区分	指導	勧告	氏名 公表	罰則						
広告主	0	0	0	0						
施工業者	0	0		0						

· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	, L'										
	改正 (案)										
	指導	勧告	氏名 公表	罰則							
\rangle	0	0	0	0							
	0	0	0	0							

『是正指導事務処理要綱(仮)』の策定による厳格な対応

第6章 屋外広告物条例の改正に向けた基本的な考え方(概要)

ポイント1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

現行の規制・誘導内容

【規制地域】 主要道路沿線等

【許可地域】 主要道路沿線

【禁止地域】 文化財保護地域等

【規制区分】 自家用広告物,一般広告物

【規制内容】 高さ、表示面積、設置位置

【許可基準】 道路別に設定(第1種~第3種)



改 正 課 題 等

- 1 規制対象地域外における屋外広告物の規制
- 2 禁止地域における一般広告物の取扱
- 3 都市計画制度に連携した許可基準の検討
- 4 屋外広告物に色彩基準の導入

改正内容(案)

【規制地域】 市全域

【許可地域】 地域別に設定(都市計画制度と連動)

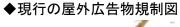
【禁止地域】 文化財保護地域等,主要交差点

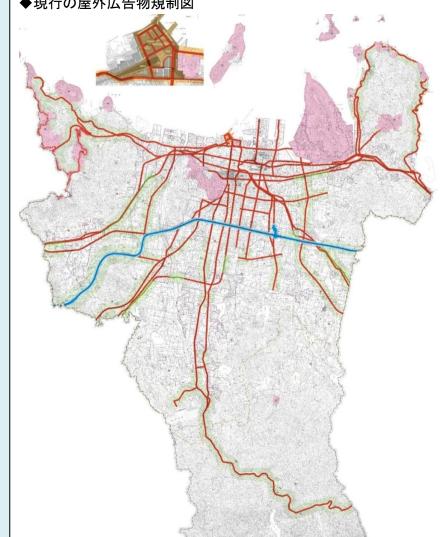
【規制区分】 自家用広告物, 一般広告物(案内用, その他)

【規制内容】 高さ、表示面積、設置位置、色彩 (一部)

【許可基準】 地域別に設定(都市計画制度と連動)

改正内容(案)イメージ





	Ę	見行		
		規制	区分	A 砂
地域区分 第1種許可地域 ■		自家用	一般	色彩基準
		広告物	広告物	左 毕
第1種許可地域		0	0	_
第2種許可地域		0	0	_
第3種許可地域		0	0	_
禁止地域		0	×	_
規制対象地域外		_	_	_

市全域を対象に 土地利用状況(都市計画制度等)に 応じた規制・誘導の実施

			改正	(案)			
					規制区分		色彩
規制		封	地域区分	自家用	一般加	基準	
				広告物	(案内用)	(その他)	本中
ゆるやか	おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお				\circ	0	l
	市	途	工業系地域	0	\circ	0	l
	計画	地	住居系地域	0	0	0	l
	区	域	住居専用系地域	0	\circ	0	-
	域	用途	白地地域	0	0	0	導
	都市	計画区	区域外	0	0	0	入
	景観	形成重	直点地区	0	\circ	0	検
	禁止	地域		0	0	×	討
きびしい	禁止	地域	(主要交差点)	0	×	×	(%1)
ース切りの	なる	· 字 细 t	古口 しの 庁生 悔 おき	計 4 4 1	·	·	·

※1…色彩基準導入イメージ(ただし、地域の景観を阻害する恐れのある一定規模以上の広告物を対象)



ポイント2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物(※1)への対応

現行の規制・誘導内容

【経過措置】 永年

【許可期間】 3年(適法な広告物と同一)

【許可条件】 掲出物件(支柱等)を改造する場合は不許可

※ただし、表示内容の変更は許可

【改修補助】 無



改 正 課 題 等

- 1 許可基準の見直しに伴う新たな既存不 適格広告物
- 2 適法な表示・設置に向けた改修補助等 の検討

改 正 内 容(案)

【経過措置】 再設定(期間後は、違反広告物)

ただし, 改修計画が提出された場合は, 計画期間内

は既存不適格広告物として許可

【許可期間】 1年

【許可条件】 掲出物件(支柱等)を改造する場合は不許可

※ただし、表示内容の変更は許可(同一広告主のみ)

【改修補助】 無(再検討)

※1…既存不適格広告物とは、現行の高松市屋外広告物条例で定める許可基準に適合しないが、改正前の条例で定める許可基準に適合する広告物をいう。

ポイント3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

現行の規制・誘導内容

【完了報告】 不要

【許可申請】 広告主,施工業者,管理者等

【許可期間】 3年

【手 数 料】 表示面積別に設定(100㎡以上は一律)

【是正指導】 広告主:指導,勧告,氏名公表,罰則

施工業者:指導,勧告,罰則

【周知啓発】広報たかまつ(年1回)

改正課題等

- 1 許可申請と相違のある屋外広告物への 动族
- 2 違反広告物に対する是正指導事務の見

改正内容(案)

【完了報告】 必要

【許可申請】 広告主

【許可期間】 3年

【手 数 料】 審査内容の追加に伴い再設定(色彩基準等)

【是正指導】 広告主:指導,勧告,氏名公表,罰則

施工業者:指導,勧告,氏名公表,罰則

※是正指導事務処理要綱(仮)の策定

【周知啓発】 広報たかまつ(年1回), 説明会の開催(通年)

広告主への表示・設置広告物一覧の送付(通年)

改正内容(案)イメージ

◆申請手続きの改正イメージ

可 申 請 書 \mathcal{O}

> 提 限

出

 \mathcal{O} 適 合

査

納

請 手 数 料 \mathcal{O}

付

証

交

付

物 \mathcal{O} 表 示 設 置

告

の

◆是正指導事務の改正イメージ

反 \mathcal{O} 査

正 指 獐 文 書 \mathcal{O} 発 送

是 (計画 是正されない場合 計画書の盟期間後に現地な 提確 出認

是正指導事務処理要綱(仮)基づき厳正な対応

	指導	氏名 公表	罰則		
広告主	\circ	\circ	\circ	\circ	
施工業者	0	0	0	0	

第7章 今後のスケジュール(案)

平成24年度											平成25年度				
	事	項 	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2 月	3 月	
屋外瓜	太告物条例関係			T		ı									
屋夕	朴広告物条例												条例改』 手続き	全 条例记 (3月	
条例	例改正に向けた	検討事項													
	□規制地域 □許可基準 □色彩基準 ○POINT 2 規制・誘導	の拡大 の見直し の導入 の見直しに伴 既存 に向けた補助	規制・討 う 不適格広	5導の見 告物への		条例改正に向けた基本的な考え方	具体的な規制内容(許可基準)の検討		改正内容の意見募集(説明会等の開催)	条例改正(素案)の作成	パブリック・コメントの実施	条例改正(案)の作成			
	口申請手続	·広告物の表示 きの見直し ·の厳格な対応			是	正指導導	事務処理要	『綱(仮)	の検討						
景智	想審議会			第1回審議会 (5月23日)		第2回審議: (7月30日		● 第3回審議会 (9月下旬)		● 第4回審議会 (11月下旬)		● 第5回審議: (1月下旬)			